

令和 7 年度 幼稚園・保育園等 入園案内

申請手続きナビでは、保育園の
入園申込みに必要な手続き・
書類等をナビゲーションします。
ぜひご活用ください。



申請手続きナビ



松阪市

お問い合わせ先

松阪市健康福祉部こども局 こども未来課 〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 ☎ (0598)53-4083 ☎ (0598)53-4084	嬉野地域振興局 地域住民課 ☎ (0598)48-3809	 各園の位置図
	三雲地域振興局 地域住民課 ☎ (0598)56-7910	
	飯南地域振興局 地域住民課 ☎ (0598)32-2922	
	飯高地域振興局 地域住民課 ☎ (0598)46-7112	

目次

教育・保育給付認定について……………	P2
認定区分、保育を必要とする理由と認定期間	
入園の手続き 保育園・認定こども園等(2号・3号)……………	P3
園の見学、第一次募集、オンライン申込みについて、第二次募集、第三次募集、入園予約	
入園の手続き 幼稚園・認定こども園(1号)……………	P6
第一次募集、第二次募集	
年度途中入園の手続き……………	P7
保育園・認定こども園等(2号・3号認定)、幼稚園・認定こども園(1号認定)	
入園申込みに必要なもの……………	P8
保育時間について……………	P10
保育標準時間と保育短時間	
保育料・給食費について……………	P11
保育料・副食費の決定方法、保育料の試算方法、令和7年度保育料・副食費免除基準額表、 保育料・副食費の軽減について	
入園後の手続きについて……………	P14
教育・保育給付認定の変更、利用施設の退園・転園、市外の保育施設の利用(広域入所)	
特別保育について……………	P15
延長保育、超延長保育、休日保育、預かり保育	
その他サービスについて……………	P16
認可外保育施設等の一覧、認可外保育施設 利用時の給付、子育て支援センター、一時預かり保育事業 病児病後児保育、こども誰でも通園、認可外保育施設一時預かり利用チケット	
幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業施設 一覧表……………	P17
公立幼稚園、公立保育園、私立保育園、公立認定こども園、小規模保育事業施設 一覧	
幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業施設 地図……………	P19
公立幼稚園、公立保育園、私立保育園、公立認定こども園、小規模保育事業施設 地図	

教育・保育給付認定について

幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業施設を利用するためには、教育・保育の必要性に応じて教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分

認定区分	年齢	利用できる施設	保育を必要とする理由	保育時間
1号認定	満3歳以上	幼稚園・認定こども園	不要	教育標準時間 8:30～14:00
2号認定	満3歳以上	保育園・認定こども園	必要	保育短時間 8:30～16:30
3号認定	0歳～2歳	保育園・認定こども園 小規模保育事業施設		保育標準時間 7:00(7:30)～18:00

保育を必要とする理由と認定期間

2号認定又は3号認定を受けるには、以下の保育を必要とする理由が認められる必要があります。また、必要な理由によって認定期間が異なります。

理由	条件	認定期間
就労	児童の保護者などが家庭外もしくは家庭内で1か月64時間以上の仕事をしていること。(個人事業主を含む) ※申込時点で保護者が育児休業を取得されている場合は、必ず入園月中に仕事へ復帰すること。	小学校就学まで
妊娠・出産	児童の母が出産前後であること。	出産予定月の前2か月間と出産(予定)日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障がい	児童の保護者などが疾病または心身に障がいがあること。	医師の作成した意見書等に記載されている治癒見込み期間
介護・看護	児童の同居親族に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいて、児童の保護者などがいつもその介護または看護にあたっていること。	小学校就学まで
災害復旧	住家において、児童の保護者などが災害(火災、風水害、震災等)の復旧にあたっていること。	左の状態が継続すると見込まれる期間
求職活動	児童の保護者などが求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。	3か月間
就学	児童の保護者などが学校等に就学しているまたは職業訓練を受けていること。(1か月64時間以上) ※入園後1か月以内に就学開始することが条件です。	保護者の就学期間
虐待やDVのおそれがあるため。		
その他	上記の要件に類する状態として、市長が認める場合。	市長が認める期間

※ 上記の理由に複数該当する場合、入園希望月における主たる理由で申込みを行ってください。

※ 入園申込後・入園決定後に保育を必要とする理由の変更や、保護者の就労先の変更、世帯員の増減等の変更が生じた場合は、必ずこども未来課・各地域振興局地域住民課で手続きをしてください。

入園の手続き 保育園・認定こども園等(2号・3号)

園の見学

受入れできる子どもの月齢や開園時間、利用にあたっての必要経費など、園によって異なるものがあります。
見学を希望される場合は、園に直接お問い合わせください。

第一次募集(令和7年4月1日入園)

1.【保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模保育事業施設の申込みについて】

(1)申込期間と申込場所

申込方法	期間	場所
オンライン	令和6年9月2日(月)～10月15日(火)(24時間受付)	—
窓口	令和6年10月1日(火)～10月15日(火) 8:30～17:15(土曜・日曜・祝日を除く)	第一希望の園 松阪市役所こども未来課 各地域振興局地域住民課
郵送	令和6年10月1日(火)～10月15日(火) ※10月15日(火)必着	松阪市役所こども未来課宛

※申込みの重複をしないようお気を付けください。

(2)申込書類

申込みに必要な書類については、令和6年9月2日(月)より配布します。松阪市のホームページからダウンロードできるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課で受け取りできます。⇒P8～P9

(3)面接

令和6年11月上旬～中旬頃(予定)に面接を行います。

※面接実施日時等の通知については、令和6年10月下旬頃(予定)に代表保護者へ通知します。

※諸事情により住民登録のある住所地以外への通知を希望される場合は、必ず入園申込時に申し出てください。

(4)入園の調整、結果について

在園児童の入園調整後、第一次募集で入園申込みされた方の入園調整を行います。

結果通知は、令和6年12月末頃(予定)に通知します。

オンライン申込みについて

(<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/youho/onlinemoushikomi.html>)

第一次募集～三次募集までオンライン申込みができます。(所要時間は約15分)

申込みは、スマートフォン、タブレット端末、パソコンからできます。

児童1人につき1申込みが必要となりますのでご注意ください。

特に、入園調整時における兄弟調整の希望等については忘れず入力してください。

※幼稚園・認定こども園(1号認定)の申請はできません。

・オンライン申込みで必要な書類

①本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等の顔写真側)

②各種証明書(就労証明書などの保育を必要とする理由がわかるもの)

※添付できるファイルの拡張子はjpg、jpeg、pngです。Excel、Word、PDF等は添付できません。



第二次募集(令和 7 年 4 月 1 日入園)

1.【保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模保育事業施設の申込みについて】

(1)申込期間と申込場所

申込方法	期間	場所
オンライン	令和 7 年 1 月 14 日(火)~1月24日(金)(24 時間受付)	—
窓口	令和 7 年 1 月 14 日(火)~1月24日(金) 8:30~17:15(土曜・日曜・を除く)	松阪市役所こども未来課 各地域振興局地域住民課
郵送	令和 7 年 1 月 14 日(火)~1月24日(金) ※1月 24 日(金)必着	松阪市役所こども未来課宛

※申込みの重複をしないようお気を付けください。

(2)申込書類

申込みに必要な書類については、松阪市のホームページからダウンロードできるほか、こども未来課、各地域振興局地域住民課で受け取りできます。⇒P8~P9

(3)面接

令和 7 年2月上旬頃(予定)に面接を行います。面接実施日時等については申込時に調整します。

(4)入園の調整、結果について

第一次募集の入園待機者、及び第二次募集で申込みされた方の調整を行います。結果通知は、令和7年2月下旬頃(予定)に通知します。

第三次募集(令和 7 年 4 月 1 日入園)

第一次・第二次募集で申込みをしていない方、また申込後に取り下げ手続きをされていない方が対象です。

1.【保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模保育事業施設の申込みについて】

(1)申込期間と申込場所

申込方法	期間	場所
オンライン	令和 7 年 3 月 3 日(月)~3月 10 日(月)(24 時間受付)	—
窓口	令和 7 年 3 月 3 日(月)~3月 10 日(月) 8:30~17:15(土曜・日曜を除く)	松阪市役所こども未来課 各地域振興局地域住民課
郵送	令和 7 年 3 月 3 日(月)~3月 10 日(月) ※3月 10 日(月)必着	松阪市役所こども未来課宛

※申込みの重複をしないようお気を付けください。

(2)申込書類

申込みに必要な書類については、松阪市のホームページからダウンロードできるほか、こども未来課、各地域振興局地域住民課で受け取りできます。⇒P8~P9

(3)入園の調整、結果について

第二次募集の入園待機者及び第三次募集で申込みされた方の調整を行います。結果通知は、令和7年3月下旬頃(予定)に通知します。

(4)面接

内定された方全員を対象に面接を行います。面接日時等については、内定連絡時に調整します。

入園予約について ※保育園・認定こども園(3号認定)・小規模保育事業施設のみ

入園予約制度とは、子どもが1歳の誕生日の前日まで育児休業を取得し、主に年度途中に職場復帰される保護者の方が、あらかじめ入園を予約しておくことで、スムーズに職場へ復帰できることを目的とした制度です。

保護者の申込要件	入園予約を申込みできるのは、次の条件をすべて満たしている方です。 (1) 児童と保護者が申込時に松阪市に住民登録があること。 (2) 保護者が申込児童の1歳の誕生日の前日まで、育児休業・介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得していること（産後休暇から継続して育児休業を取得する方が対象）。ただし、育児休業給付金の受給資格がある方に限る（予定を含む）。 (3) 申込児童が1歳に達する月（誕生日の前日が属する月）に入園希望であること（ただし、パパ・ママ育休プラス制度を利用の場合は、1歳2か月が限度）。 (4) 入園月の月末までに育児休業から復帰可能であること。 (5) 保護者の双方が就労事由での申込みであること。
実施園	公立保育園・認定こども園、私立保育園、小規模保育事業施設 ※実施園については、入園予約及び4月入園の第一次募集の申込状況、令和7年度の職員体制等の状況を踏まえ総合的に判断します。
定員	各園若干名
入園希望可能月	育児休業復帰月（1歳の誕生日を迎える月）又はその前月 ※ただし、令和7年5月入園から10月入園までを対象とします。
対象児童	0歳児クラス※入園月（またはその翌月）に満1歳に達する児童であること
申込受付方法	窓口直接申込み（こども未来課、各地域振興局地域住民課） ※各保育園・認定こども園・小規模保育事業施設での受付はできません。 ※オンラインでの申込みはできません。
申込期間	令和6年10月1日（火）～令和6年10月15日（火）
結果通知	令和6年12月下旬に全ての申込者宛てに結果を通知予定です。
申込書類	(1) 育児休業明け保育園入園予約申込書兼同意書 (2) 就労証明書（父母それぞれの分が必要） 書類はダウンロードできます。
面接	児童の健康状態の確認等を主目的とした面接を令和6年11月上旬から中旬（予定）にかけて実施します。面接を受けられない場合は、申込取消とさせていただきます。 面接の日程：令和6年10月下旬に申込者に面接日程を通知予定です。
利用調整	松阪市保育の利用に係る調整に関する事務取扱基準に基づき、入園調整を行います。
結果発表後	【内定した場合】 ・内定後、「育児休業給付金支給決定通知書」の写しの提出が必要です。 ・入園した月末までに復帰し、速やかに育児休業復帰証明書を提出していただきます。
注意事項	・申込みは公立・私立それぞれ第一希望園のみとします。 ・第一次募集における令和7年4月入園申込と入園予約申込との併願はできません。※ただし、入園予約で入園できなかった方が、令和7年4月入園第一次募集の入園申込を希望される場合のみ、第一次募集の入園調整対象となります。希望される場合は、申込書内の希望確認欄に記入ください。また、希望される場合のみ申込書に希望園を複数園記入していただけます。 ・入園した年度中は、転園できません。 ・入園予約は、通常入園に優先してその籍を確保するため、内定後のキャンセルは原則できません。 ・内定後、入園月前に松阪市外に転出した場合は、内定取り消しとなります。 ※万が一、入園内定後に転出された場合は必ず予約月の前月末までに転入してください。 ・入園予約が内定した後に、入園希望月を変更することはできません。 ・事前に申込者数等をお答えすることはできません。 ・保育を必要とする理由等が申込時と変わった場合、内定取り消しになることがあります。

入園の手続き 幼稚園・認定こども園(1号)

第一次募集(令和7年4月1日入園)

1.【幼稚園・認定こども園(1号認定)の申込みについて】

※幼稚園・認定こども園(1号認定)はオンライン申込みできません。

(1)申込期間と申込場所

申込方法	期間	場所
窓口	令和6年10月1日(火)～10月15日(火) 8:30～17:15(土曜・日曜・祝日を除く)	第一希望の園 松阪市役所こども未来課 各地域振興局地域住民課
郵送	令和6年10月1日(火)～10月15日(火) ※10月15日(火)必着	松阪市役所こども未来課宛

※申込みの重複をしないようお気を付けください。

(2)申込書類

申込みに必要な書類については、令和6年9月2日(月)より配布します。松阪市のホームページからダウンロードできるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課で受け取りできます。⇒P8～P9

(3)面接

申込時に、園での簡単な聞き取りがあります。

※こども未来課、各地域振興局地域住民課で申込みを行った場合も、園を訪問していただく必要があります。

(4)入園の調整、結果について

在園児童の入園調整後、第一次募集で入園申込みされた方の調整を行います。結果通知は、令和6年12月末頃(予定)に通知します。

第二次募集(令和7年4月1日入園)

2.【幼稚園・認定こども園(1号認定)の申込みについて】

※幼稚園・認定こども園(1号認定)はオンライン申込みできません

(1)申込期間と申込場所

申込方法	期間	場所
窓口	令和7年1月14日(火)～3月31日(月) 8:30～17:15(土曜・日曜・祝日を除く)	第一希望の 幼稚園・認定こども園

※申込みの重複をしないようお気を付けください。

(2)申込書類

申込みに必要な書類については、松阪市のホームページからダウンロードできるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課で受け取りできます。⇒P8～P9

(3)入園の調整、結果について

第二次募集については先着順の決定になります。

第三次募集はありません。

年度途中入園の手続き(令和7年 5 月～令和8年 3 月入園)

保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模保育事業施設の申込みについて

(1)申込期間と申込場所

申込方法	期間	場所
オンライン	入園希望月(5月～3月)の前月の1日～10日(24時間受付)	—
窓口	入園希望月(5月～3月)の前月の1日～15日まで 8:30～17:15(土曜・日曜・祝日を除く)	松阪市役所こども未来課 各地域振興局地域住民課
郵送	入園希望月(5月～3月)の前月の1日～15日まで ※15日必着	松阪市役所こども未来課宛

※申込みの重複をしないようお気を付けください。

(2)申込書類

申込みに必要な書類については、松阪市のホームページからダウンロードできるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課で受け取りできます。⇒P8～P9

(3)入園の調整、結果について

在園児童の入園調整後、年度途中入園で入園申込みされた方の調整を行います。結果通知は、以下のとおりです。

- ・入園日は毎月1日(※土曜・日曜・祝日を除く)
- ・入園内定の場合：電話連絡し、入園日前日までに行う面接の案内をいたします。この面接や面接時に行う健康チェックを受けられない場合や、健康チェックの結果によっては内定が取消しになることがあります。
- ・入園待機の場合：「入所保留通知書」を申込月の下旬頃に通知します。

※令和7年度入園申込み(令和7年4月1日入園申込みや年度途中入園申込みなど)については、令和7年度中の申込みが有効となります(ただし保育を必要とする理由によっては申込書の有効期間が切れる場合があります)。入園希望月に入園待機となり、それ以降も入園調整を希望する場合は、新たな手続きの必要なく入園調整を行います。

幼稚園・認定こども園(1号認定)の申込みについて

4月以降、施設での準備が整い次第、定員の受入れ可能な範囲内で随時入園することができます。入園申込書類を、入園を希望する幼稚園・認定こども園に提出してください。⇒P8～P9

入園調整について

保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模保育事業施設への入園について、入園調整は「松阪市保育園利用調整基準表」(ホームページにて掲載)に基づいてご家庭の状況に応じて保育を必要とする理由を点数化し、点数の高い児童(同点の時は優先度が高い児童)から順に、第一希望園から空き状況を確認し、空きのある園へ入園の内定を行います。入園調整はクラス年齢ごとに行われます。

児童の受入れ可能な範囲内において順次内定しますが、入園希望者数が受入れ可能な児童数を超えた場合は、ご希望の保育園等へ入園できない場合があります。

入園申込みに必要なもの

入園を希望する方は、申込締切日までに次の書類をそろえて各申込場所へ提出してください。提出された書類等を審査するため、不足書類があると受付できない場合があります。

また、保育を必要とする理由を判断するための書類に不備がある場合は、優先順位を付けられないため入園調整できない場合があります。書類については、松阪市のホームページからダウンロードできるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課で受け取りできます。

認定区分	提出する書類
1号認定	・教育・保育給付認定申請書 ・入園願書 ・その他、必要に応じて追加書類を提出していただくことがあります。
2号認定 3号認定	・教育・保育給付認定申請書 兼 保育園等入園申込書 ・教育・保育給付認定に必要な書類(下の表でご確認ください) ・その他、必要に応じて追加書類を提出していただくことがあります。

※別途、「松阪市保育園・認定こども園等保育料及び食材料費口座振替依頼書」の提出が必要になりますので、面接時にお知らせします。

※1号認定などの認定区分についてはP2でご確認ください。

理由	教育・保育給付認定に必要な書類
就労	
家庭外勤務	事業主が証明をした「就労証明書」
法人	事業主が証明をした「就労証明書」
自営業・農業 (個人事業主)	「就労証明書」+「自営業申告書」 +「自営の証明書類の写し」(確定申告書、開業届、農家基本台帳等)
自営業 (専従者)	「就労証明書」+「自営業申告書」+「専従者であることを証明できる書類の写し」 (事業主の確定申告書、源泉徴収票等)
妊娠・出産	「母子健康手帳の写し」(表紙及び分娩予定日の記載があるページなど) ※「分娩予定日証明書」・「産科医療補償制度登録証」等でも可
疾病・障がい	医師が記入した「意見書」・「身体障害者手帳・療育手帳」の写し(所持している場合)
介護・看護	「家庭状況申告書」
求職活動	「確約書」
就学	「家庭状況申告書」・「入学(校)証、在学証明証または学生証の写し」及び「時間割等スケジュールが分かるものの写し」 (職業訓練に該当する場合)「職業訓練に該当することがわかるものの写し」
災害復旧	罹災証明書
その他	必要に応じて追加書類の提出を求めます。 ※申込時に世帯員の障がいの有無において有と申請される場合、障害者手帳や(特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者であることが分かる)証書のコピーを添付して提出ください。

※児童1人につき父・母それぞれの書類が必要です。

※同居の祖父母等が65歳未満で、保育できない理由がある場合についてもそれぞれの書類が必要です。提出がない場合、同居の祖父母等が児童を保育できるとみなし、入園調整の優先順位が下がります。

入園申込書類は原則保護者が提出し、以下の書類をご提示ください。

①保護者のマイナンバー確認書類(以下のいずれか 1 点)

- ・個人番号カード(マイナンバーカード)(②の身元確認書類は不要になります)
- ・マイナンバー通知カード
- ・マイナンバー記載の住民票の写し(または住民票記載事項証明)

②保護者の本人確認書類(コピーでも可)

1. 写真付身分証明書・・・運転免許証、障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)、旅券(パスポート)、在留カードなど
2. 写真無身分証明書・・・健康保険証、児童扶養手当証書、社員証または学生証、国民年金手帳など

※1の書類の場合は1点、2の場合は2点ご用意いただく必要があります。

その他必要に応じた書類

1. 保育料または副食費の算定に必要な書類

保育園保育料または副食費の算定には市町村民税の情報が必要となりますが、家計の主宰者(原則として父母)の市町村民税が他の自治体で課税されている場合、個人番号(マイナンバー)を使用した情報照会を該当の市町村へ行うことにより、税情報を取得します。そのため、市町村民税が他の自治体で課税されている場合、面接時にマイナンバーの提出を求める場合があります。

2. ワンモアベビー支援申請書

支援対象となる方の保育料が無料、または副食費が免除になる松阪市独自の制度です。詳しくはP13 でご確認ください。

食物アレルギー対応について

給食における食物アレルギー対応については、医師の診断を受けた上で、保護者からの申し出があった場合に、集団給食の中で可能な範囲で除去食等の対応を行います。ただし、対応困難な場合などは弁当の持参をお願いすることがあります。

障がい児保育や特別な支援を必要とする幼児の教育

身体の障がいや発達面等で支援を必要とする幼児も一緒に集団生活をする中で、互いが育ち合うことをめざしています。入園申込時、または入園を検討された際にこども未来課へご相談ください。

医療的ケア児について

たんの吸引や経管栄養、在宅酸素などの医療的ケアが必要な障がい児(以下「医療的ケア児」という。)が安全で安心して在園できるよう、医療的ケア児の体調変化に対する園の丁寧な見守り・迅速な対応等を徹底し、安全な医療的ケアを行います。なお、支援にあたっては、「医療的ケア児の受入れガイドライン」に沿って行います。入園申込時または入園をお考えになられた際には、こども未来課または幼稚園・保育園・認定こども園へご相談ください。

保育時間について

2号認定・3号認定の保育時間は、保育を必要とする理由によって異なります。また、保育時間前後を含めた開所時間は、各園により異なりますので、詳細は各園へお問合せください。P17～18 に園の一覧があります。

保育標準時間と保育短時間

保育必要量	保育を必要とする理由
保育標準時間 7:00(7:30)～18:00	『就労』『就学』『介護・看護』で要する時間が月 120 時間以上 『妊娠・出産』『保護者の疾病・障がい』『災害復旧』など
保育短時間 8:30～16:30	『就労』『就学』『介護・看護』で要する時間が月 64 時間以上 120 時間未満 『求職活動』『育児休業(既に保育園・認定こども園に入所している児童に限る)』など

※父母で保育の必要量が「保育標準時間」と「保育短時間」で異なる場合は、「保育短時間」の認定となります。

※保育を必要とする理由が『就労』の理由で保育短時間認定に該当するが、通勤時間が長い等の理由があり、保育標準時間を希望する方については、申立の内容により保育標準時間認定を認める場合があります。

※保育短時間認定の方が、保育標準時間と同じ時間帯を利用した場合、延長保育料を別途徴収いたします。徴収は各園が行います(8:30～16:30を少しでも超えると対象となりますのでご注意ください)。

※『育児休業』を理由としての入園申込みはできませんが、既に保育園・認定こども園等に在園している児童の保護者のうち、保育を必要とする理由が『就労』等の理由の場合、『育児休業』への変更が認められる場合があります。

園児のお迎え

園の利用は、就労時間などにより、実際に保育が必要な時間のみとなります。長時間園で過ごすことは児童の負担にもなりますので、お仕事が終わり、お迎え可能な時間となりましたら、速やかにお迎えに来ていただくようお願いします。

ならし保育

児童が初めて集団保育を経験することから、児童の健康面への負担を軽減し、少しずつ園生活に順応していくことを目的として、入園後 1 週間程度、通常の保育時間よりも短い保育時間で保育を実施する「ならし保育」を行います。児童の体調や状況等により、期間が前後することがあります。

次年度の入園継続の確認

入園期間は最長でその年度の3月末までですが、毎年 10 月 1 日時点で在園している児童を対象として、翌年4月以降の入園継続の確認を行います。10 月 1 日時点で在園していない児童は入園継続の対象外となります。そのため、11 月以降に年度途中入園した児童については、その年度末(3 月)までの保育利用となります。翌年度の 4 月以降も入園を希望する方は、改めて翌年度 4 月からの入園申込みが必要となります。

保育料・給食費について

0～2歳児クラスの児童については教育・保育にかかる経費(給食費や保育士等職員の人件費、光熱水費など)のうち、一部を保育料として負担していただきます。3～5歳児クラスの保育料は無料ですが、給食費の負担があります。なお給食費は、ご飯・パン代等の主食費とおかずやおやつ代等の副食費にわかれています。

◆ 保育料・副食費の決定方法

・保育料の額・副食費の免除については、保護者(父・母)または祖父母の市町村民税の合算額によって決定します。保育料の額・副食費の免除の決定は松阪市で行いますが、副食費の額については各園で定めます。(公立園は松阪市が定めます。)

・0～2歳児の保護者には「保育料決定通知」、3～5歳児の保護者には「副食費免除のお知らせ」をもって、3月中に通知します。なお、3～5歳児については、副食費が免除になる保護者への通知になりますので、免除対象外の保護者には通知しません。 ※年度途中で3歳(2号認定)になった場合でも、年度末までは保育料がかかります。

・令和6年4月分～8月分の保育料の額・副食費免除の決定は、令和5年度分市町村民税額から、9月以降の保育料については、令和6年度市町村民税の額から決定します。

令和7年									令和8年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度分市町村民税額(令和5年中収入)					令和7年度分市町村民税額(令和6年中収入)						

(注)毎年9月に、新しい市町村民税(令和7年9月～令和8年8月は令和6年度分市町村民税額)に基づき、保育料の額及び副食費免除の決定をします。

(1) 松阪市以外に居住されていた方について

- ・市町村民税額の課税基準日に松阪市外にお住まいの方は、個人番号を利用して、松阪市が他市町村へ市町村民税額等を照会することにより、市町村民税額等を確認します。
- ・海外で収入を得られている場合は、収入または所得の額や控除額が確認できる書類の提出が必要です。市民税課へ確認のもと市町村民税額を推算して、保育料を算定します。

(2) 所得が確認できない方について

- ・所得の申告等をされていない場合など、保育料の算定及び副食費免除の判定に必要な方の市町村民税額が確認できない場合は、保育料は最高階層(第10階層)または副食費をご負担いただくことがあります。収入がない場合であっても、保育料の算定及び副食費免除の判定のため、市(町村)民税の申告等が必要となる場合がありますので、すみやかにお手続きを行ってください。

(3) 家計の主宰者について

- ・祖父母等と同居している世帯で、父母の年間収入が88万円未満(合計所得額23万円未満)である場合は、祖父母等が「主に生計を維持する」ものとして、祖父母等の市町村民税額を基に保育料及び副食費免除の決定を行います。別世帯であっても、住民票上同一住所の場合は、同居に含みます。

◆ 保育料の試算方法

保育料・副食費の階層区分については、市町村民税納税通知書に記載されている市町村民税額をご確認ください。なお、給与所得者と事業をされている方のそれぞれで市町村民税の納付方法が異なり(特別徴収、普通徴収)、通知書の様式も異なります。市町村民税納税通知書での保育料・副食費の階層区分の確認方法は、ホームページを参照ください。(松阪市で課税されている方は、窓口での試算もできます。)



◆令和 7 年度保育料・副食費免除基準額表

【保育料】（※公立保育園も私立保育園も保育料は同じ金額です。）

階 層	入所児童における教育・保育給付認定 保護者等の属する世帯の階層区分				保育料月額		
					3 歳未満児		3 歳以上児
					標準時間	短時間	
1	生活保護法による被保護世帯等				0 円	0 円	0 円
2	市町村民税非課税世帯			ひとり親世帯等	0 円	0 円	
3				その他世帯	0 円	0 円	
4	市 町 村 民 税 課 税 世 帯	所得割 合算額 48,600 円 未満		ひとり親世帯等	6,500 円	6,350 円	
				その他世帯	13,000 円	12,700 円	
5		48,600 円 以上 67,000 円 未満		ひとり親世帯等	6,500 円	6,350 円	
				その他世帯	19,000 円	18,600 円	
6		67,000 円 以上 77,101 円 未満		ひとり親世帯等	6,500 円	6,350 円	
					25,000 円	24,500 円	
				67,000 円 以上 114,000 円 未満	その他世帯	25,000 円	
7		114,000 円 以上 169,000 円 未満			31,000 円	30,400 円	
8		169,000 円 以上 250,000 円 未満			37,000 円	36,300 円	
9		250,000 円 以上 340,000 円 未満			43,000 円	42,200 円	
10		340,000 円 以上			49,000 円	48,100 円	

【副食費】 免除基準

階 層	入所児童における教育・保育給付認定 保護者等の属する世帯の階層区分			1 号認定	2 号認定
1	生活保護世帯等			0 円(免除)	0 円(免除)
2	市 町課	所得割 合算額		0 円(免除)	0 円(免除)
		57,700 円 未満の世帯	ひとり親世帯等 その他世帯		
3	村税 民世	77,101 円 未満の世帯	ひとり親世帯等	0 円(免除)	0 円(免除)
			その他世帯		免除対象外
4	税帯	77,101 円 以上の世帯		免除対象外	免除対象外

上記の表に掲げるひとり親世帯等とは、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- (4) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

(注1) 保育料の額・副食費免除の決定を行う基となる市町村民税額は、住宅借入金(住宅ローン)等特別控除や寄附金税額(ふるさと納税)控除等の税額控除をする前の税額です。

(注2) 定額減税の実施に伴い、保育料の算定及び副食費免除の判定も、定額減税後の市町村民税額を用いて行います。

保育料・副食費の軽減について

① 多子軽減：「在籍証明書」が必要な場合があります。

同一世帯から2人以上、幼稚園、保育園、認定こども園等に入園されている場合、在園児の2人目にあたる児童は保育料が半額(副食費は半額になりません)、3人目以降の児童は保育料・副食費が無料になります。

【2・3号認定の場合】

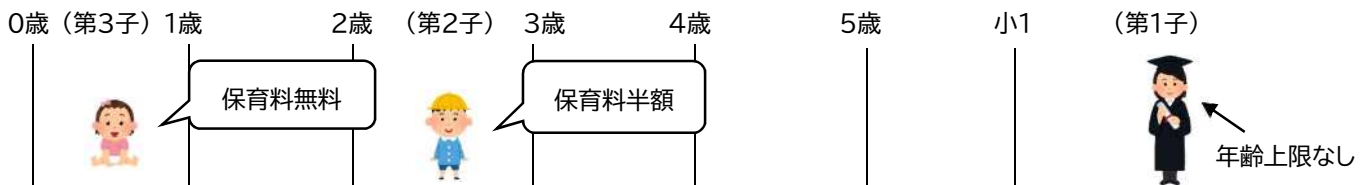


【1号認定の場合】



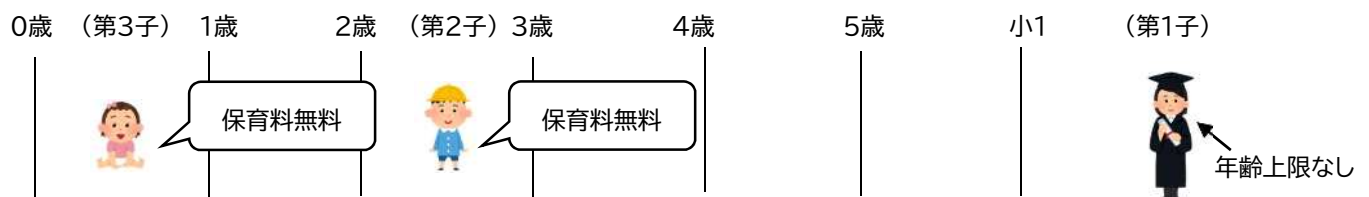
② 年齢上限撤廃の多子軽減

所得割合算額が 57,700 円未満で、生計を同一にするきょうだい等を監護されている場合、年齢に関わらず第1子から多子軽減のカウント対象になります。保育料については、第2子であれば半額、第3子であれば無料となり、副食費については3歳以上のすべてのお子さんが無料になります。



③ ひとり親世帯等の保育料の軽減：家庭状況に変更があった場合、ご連絡ください。

所得割合算額が 77,101 円未満のひとり親世帯等で、生計を同一にするきょうだい等を監護されている場合、年齢にかかわらず第1子から多子軽減のカウント対象になります。保育料については、第1子が「P12◆令和7年度保育料・副食費免除基準額表」にあてはめた額、第2子以降は無料となります。



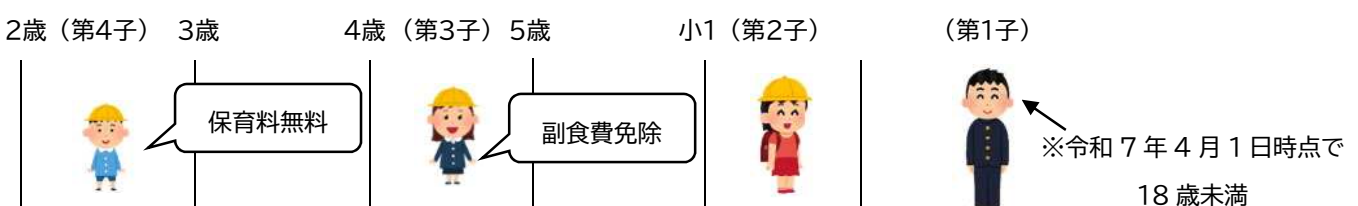
(注)所得割額が 77,101 円以上の場合は、①と同様の取り扱いです。

④ ワンモアベビー支援：こちらから申請が必要です。

支援対象となる子どもの保育料が無料または副食費が免除になる松阪市独自の制度です。

市内の幼稚園、保育園、認定こども園・小規模保育事業施設を利用する児童のうち、令和7年4月1日時点で18歳未満の兄弟が2人以上いる児童(第3子以降)が対象です。

減免対象は、令和7年4月分から令和8年3月分までの保育料(0～2歳児クラス)、副食費(3～5歳児クラス)です。



入園後の手続きについて

教育・保育給付認定の変更

入園後、保育を必要とする理由や就労時間などが変わった場合は、必ず変更を希望する月の前月までに、こども未来課または各地域振興局地域住民課で、教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。教育・保育給付認定に必要な添付書類は、保育を必要とする理由によって異なりますので、P8 をご確認ください。

認定こども園に入園している場合は、教育・保育給付認定の変更とは別に、家庭状況の変化等により、1号認定と2号認定とを切り替えをすることができます。切り替えをする場合には教育・保育給付認定の変更申請が必要になりますので、必ず変更を希望する月の前月までに、こども未来課または各地域振興局地域住民課で申請してください。

利用施設の退園

年度途中で入園の要件がなくなった場合(松阪市外へ転出するとき、教育・保育給付認定の期間が満了になったとき、連続して2か月間通園しなかったとき等)、退園となります。該当する場合は、必ず事前にこども未来課または各地域振興局地域住民課、利用施設にご相談ください。退園する場合は、「入園児童退園届」の提出が必要となります。

利用施設の転園

入園後、別の園へ転園を希望する場合は、転園を希望する月の前月15日までに「入園施設変更申込書」を提出してください。希望園の受入れ可能な児童数に空きができ次第、毎月の途中入園と同様に調整を行います。

転園が内定した時点で、現在在園している園には別の児童が入園内定します。そのため、どのような理由があっても、転園を取りやめて元の園に通園することはできません。

※転園の必要が無くなった場合は、必ず、各月入園受付締切日までに申込みの取り下げ手続きを行ってください。

市外の保育施設の利用(広域入所)

原則、居住している市町村で保育の提供を受けることになるため、松阪市在住の方は、松阪市外の保育施設を利用することができませんが、次の利用条件のすべてを満たす場合のみ「広域入所」として松阪市外の保育園・認定こども園(2号・3号認定)を利用できる可能性があります。

【利用条件】

1. 双方の市町村が広域入所の取り扱いをしていること。
2. 保育を必要とする理由が母の里帰り出産、または父母の就労先が松阪市外であり松阪市内にあるいずれの園へも送迎が時間的に不可能であること。
3. 松阪市へ入園申込を行っておらず、入園希望月に他の幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業施設に在園していないこと。
4. 松阪市及び入園希望園のある自治体の双方が、広域入所が必要であると判断すること。

【手続き】

1. 松阪市に住所を有し、他の市町村に所在する保育施設等への入所を希望する場合
こども未来課までご相談ください。
2. 松阪市以外に住所を有し、松阪市内の保育施設等への入所を希望する場合
住所を有する市町村の保育施設等担当部署へご相談ください。

特別保育について

延長保育(2号・3号の保育標準時間認定)

保護者の勤務形態や恒常的な残業などやむを得ない事情のため、さらに保育時間の延長が必要な児童に対して、有料で延長保育を実施しています。

・実施園：私立保育園全園、第一保育園

※延長保育の利用を希望する場合は事前に詳細を各園へ確認してください。

超延長保育(2号・3号の保育標準時間認定)

保護者が就労等により、在籍園の閉園時間以降も保育が必要な児童に対して、超延長保育(～21:00)を実施しています。

・対象児童：松阪市内の公私立保育園、認定こども園(2号・3号認定)等の在園児童

・実施園：春日保育園内 休日保育ルーム

在籍園から春日保育園までの移動は保護者の手配が必要です。(ファミリーサポート事業など)

・利用方法：利用区分によっては、事前に利用登録が必要です。

※超延長保育の利用を希望する場合は、入園後に在籍園へ確認してください。

休日保育(2号・3号認定)

保護者の勤務形態などやむを得ない事情のため、日曜、祝日、年末(12月29日～31日)に家庭での保育ができない場合、休日保育を実施しています。※年始(1月1日～1月3日)は除く。

・対象児童：松阪市内の公私立保育園、認定こども園(2号または3号認定)等の在園児童

・実施園：春日保育園内 休日保育ルーム

・利用方法：事前に利用登録が必要です(※登録には1週間程度かかります)。

※超延長保育の利用を希望する場合は、入園後に在籍園へ確認してください。

預かり保育(幼稚園・認定こども園1号認定)

保護者の仕事の都合などで、通常の教育時間を超えて預ける必要がある場合に、14:00～16:30までのうち必要な時間、入園している幼稚園・認定こども園で児童をお預かりします。

・実施場所：鎌田幼稚園、伊勢寺幼稚園、松尾幼稚園、射和幼稚園、豊地幼稚園、中原幼稚園、中川こども園、豊田こども園、三雲北こども園、三雲南こども園

・対象：預かり保育を実施する幼稚園・認定こども園の児童で、その保護者(父母両方及び65歳未満の同居祖父母)が就労・出産・疾病・介護等の理由により預かり保育を実施する時間に保育を必要とする児童

・利用料：300円(月12日以上利用の場合は月額3,500円)のほか、おやつ代等必要。

※長期休業中は、8:30～16:30までの内、必要な時間について実施。

※土曜・日曜・祝日、年末年始・お盆休み、学期開始前後や行事準備日等は実施しません。

※新入園児への預かり保育は、児童が園に慣れてから実施します。(入園後約1か月が目安)

※保護者(父・母両方)が月64時間以上就労をしている等の条件を満たし、「子育てのための施設等利用給付2号認定」(保育の必要性の認定)を受けた場合、預かり保育の保育料が無償(0円)となります。

その他サービスについて

各種詳細については、二次元コードをご覧ください。

認可外保育施設等の一覧

松阪市内に所在する認可外保育施設で、松阪市に届け出をしている施設です。

利用対象年齢、保育時間、保育料、利用申し込みの方法、空き状況の確認等については、直接各施設へお問い合わせください。



認可外保育施設 利用時の給付

認可外保育施設や幼稚園の預かり保育、新制度未移行の幼稚園等を利用される方が、施設等利用給付認定を受けることで、利用料等が一部無償になる制度です。



子育て支援センター

0歳から就学前の保育園・幼稚園に通ってみえないお子さんを対象に、子育て中の親と子が気軽に集い相互交流ができる場所です。



一時預かり保育(子育て支援センター)

保護者等の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消しリフレッシュしていただくため、公立の子育て支援センター「ふれんず」で一時預かりを行います。



一時預かり保育(小児科医院併設)

保護者等の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消するためのリフレッシュ保育や保護者等の疾病、災害、事故、介護、冠婚葬祭などの社会的理由による緊急的保育などに対応するためのサービスです。



病児及び病後児保育

児童が未だ病気の回復期に至らないまたは病気の回復期にあって集団保育が困難で、児童の保護者等が保育を行うことが困難な場合に、一時的に保育する事業です。※送迎サービスあり



こども誰でも通園

月一定時間の範囲内で就労要件等を問わず、柔軟にこどもを預けられる新しい制度です。

※松阪市立三雲北こども園内誰でも通園ルーム内



認可外保育施設

一時預かり利用チケット

子育てをされている保護者のリフレッシュやストレス軽減のために、松阪市内の『一時預かり保育』を実施している認可外保育施設で利用できるチケット 10,000円分(2,000円分×5枚)を配付しています。



幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業施設一覧表



○延長保育 18:00～19:00 ●超延長保育 18:00～21:00 ◆預かり保育 14:00～16:30

早朝保育の実施時間については7:00～8:30となっています。

各園の位置図

園区分	公私立の別	番号	園名	所在地	電話番号	定員(人)	開園時間 平日(土曜)	延長保育	超延長保育	預かり保育	0歳児保育(※1)
幼	公	1	鎌田幼稚園	鎌田町805	52-0168	85	8:30～14:00			◆	
幼	公	2	伊勢寺幼稚園	伊勢寺町304	58-0124	85	8:30～14:00			◆	
幼	公	3	阿坂幼稚園(※2) ※令和9年3月閉園	小阿坂町3325	58-0215	85	8:30～14:00				
幼	公	4	港幼稚園	荒木町16	51-8610	85	8:30～14:00				
幼	公	5	西黒部幼稚園(※3)	西黒部町713-1	53-4083 (こども未来課)	85	8:30～14:00				
幼	公	6	掃水幼稚園	豊原町1120	28-4853	85	8:30～14:00				
幼	公	7	花岡幼稚園	大黒田町635-1	21-3942	85	8:30～14:00				
幼	公	8	松尾幼稚園	丹生寺町633	58-2484	85	8:30～14:00			◆	
幼	公	9	射和幼稚園	庄町737	29-2131	85	8:30～14:00			◆	
幼	公	10	松江幼稚園	川井町366-1	21-6147	85	8:30～14:00				
幼	公	11	山室幼稚園	山室町1807	29-6015	85	8:30～14:00				
幼	公	12	豊地幼稚園	嬉野下之庄町327-1	42-4969	85	8:30～14:00			◆	
幼	公	13	中原幼稚園	嬉野田村町399-2	42-2129	85	8:30～14:00			◆	
こ	公	14	みなみこども園	小片野町2304-2	34-0083	40	7:30～18:00 (7:30～12:00)				概ね生後満4か月～
こ	公	15	中川こども園	嬉野中川町1854	42-3040	315	7:30～18:00 (上記と同様)			◆	3・4・5歳児クラスのみ
こ	公	16	豊田こども園	嬉野川北町1346-8	42-4373	147	7:30～18:00 (上記と同様)			◆	概ね生後満4か月～
こ	公	17	三雲北こども園	肥留町551	56-3305	351	7:30～18:00 (上記と同様)			◆	概ね生後満4か月～
こ	公	18	三雲南こども園	小津町577-3	56-2524	422	7:30～18:00 (上記と同様)			◆	概ね生後満4か月～
こ	公	19	飯南ひまわりこども園	飯南町横野839	32-3688	100	7:30～18:00 (7:30～12:00)				概ね生後満4か月～
こ	公	20	飯南たんぼぼこども園	飯南町粥見4018	32-4349	100	7:30～18:00 (7:30～12:00)				概ね生後満4か月～
こ	公	21	やまなみこども園	飯高町宮前112	46-0056	90	7:30～18:00 (7:30～12:00)				概ね生後満4か月～
保	公	22	第一保育園	殿町1563	53-4482	125	7:00～19:00 (7:30～18:00)	○			概ね生後満4か月～
保	公	23	第二保育園	泉町1734	21-1449	125	7:30～18:00 (7:30～12:00)				概ね生後満4か月～
保	公	24	白鳩保育園	京町一区21-4	51-1553	125	7:30～18:00 (7:30～12:00)				概ね生後満4か月～
保	公	25	東保育園	東町1-1	51-6016	80	7:30～18:00 (7:30～12:00)				概ね生後満4か月～
保	公	26	西保育園	船江町2717	21-1959	150	7:30～18:00 (上記と同様)				概ね生後満4か月～

保	公	27	大河内保育園	矢津町 5	36-0031	100	7:30~18:00 (7:30~12:00)				概ね生後 満4か月～
保	公	28	春日保育園	春日町二丁目 207	21-6842	200	7:30~21:00 (7:30~18:00)		●		概ね生後 満4か月～
保	公	29	つばな保育園	茅原町 575-1	34-1006	80	7:30~18:00 (7:30~12:00)				概ね生後 満4か月～
保	公	30	三郷保育園	若葉町 163-26	51-3939	130	7:30~18:00 (7:30~12:00)				概ね生後 満4か月～
保	公	31	駅部田保育園	駅部田町 1569-2	23-8575	130	7:30~18:00 (7:30~12:00)				概ね生後 満4か月～
保	私	32	松阪仏教愛護園	愛宕町二丁目 63	21-1443	130	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満4か月～
保	私	33	若葉保育園	松ヶ島町 1007-1	51-0808	160	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満4か月～
保	私	34	みどり保育園	川井町 338-2	23-5697	170	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満3か月～
保	私	35	つくし保育園	大塚町 242-1	51-7624	160	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満4か月～
保	私	36	神戸保育園	下村町 2475	29-2304	240	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満4か月～
保	私	37	久保保育園	久保町 1245	29-1496	140	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満4か月～
保	私	38	さくら保育園	大足町 701-1	23-6900	320	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満4か月～
保	私	39	つくし第二保育園	櫛田町 107	28-4916	140	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満4か月～
保	私	40	山室山保育園	光町 1053	23-7534	210	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満3か月～
保	私	41	わかすぎ第二保育園	立野町 518	26-5188	160	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満2か月～
保	私	42	つぼみ保育園	久保町 1887-82	29-5567	210	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満4か月～
保	私	43	ひまわり保育園	上川町 1570-1	28-4711	120	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満4か月～
保	私	44	松阪清泉愛育園	大黒田町 609	30-8220	180	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満2か月～
保	私	45	わかすぎ保育園	嬉野中川町 1263-1	42-5510	160	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満2か月～
保	私	46	嬉野保育園	嬉野上野町 1304-9	48-0300	180	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満2か月～
保	私	47	わかすぎ第三保育園	甚目町 653-1	20-8255	130	7:00~19:00 (上記と同様)	○			概ね生後 満2か月～
小	公	48	こだま小規模保育事業所(※4)	嬉野須賀領町 9-1	42-7204	19	7:30~18:00 (上記と同様)				概ね生後 満4か月～
小	私	49	ちいさな保育園(※4)	駅部田町 1423-4	67-4404	19	7:00~18:00 (上記と同様)				概ね生後 満4か月～

(※1)月齢の低い0歳児については、早朝保育、延長保育、土曜日保育が困難な場合がありますので、希望園でご確認願います。

(※2)阿坂幼稚園は、令和9年3月末閉園のため、新規入園申込みは受け付けません。(在園児童の兄弟等は除く)

(※3)現在休園中の西黒部幼稚園は募集をします。ただし、募集した結果入園児総数が15人未満の場合は引き続き休園となります。休園中のため申込みはすべて松阪市役所こども未来課で受け付けます。問い合わせについては、こども未来課までお電話ください。

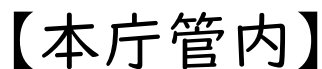
(※4)こだま小規模保育事業所、ちいさな保育園については0～2歳児のみが対象となるため、入園後3歳児クラスの対象となった時点で転園が必要です。

【幼稚園について】

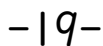
・募集の結果、総園児数が15人未満となった場合には、休園等を検討することがあります。

・クラスごとの在園児数が少数となる場合は、混合保育とすることもあります。

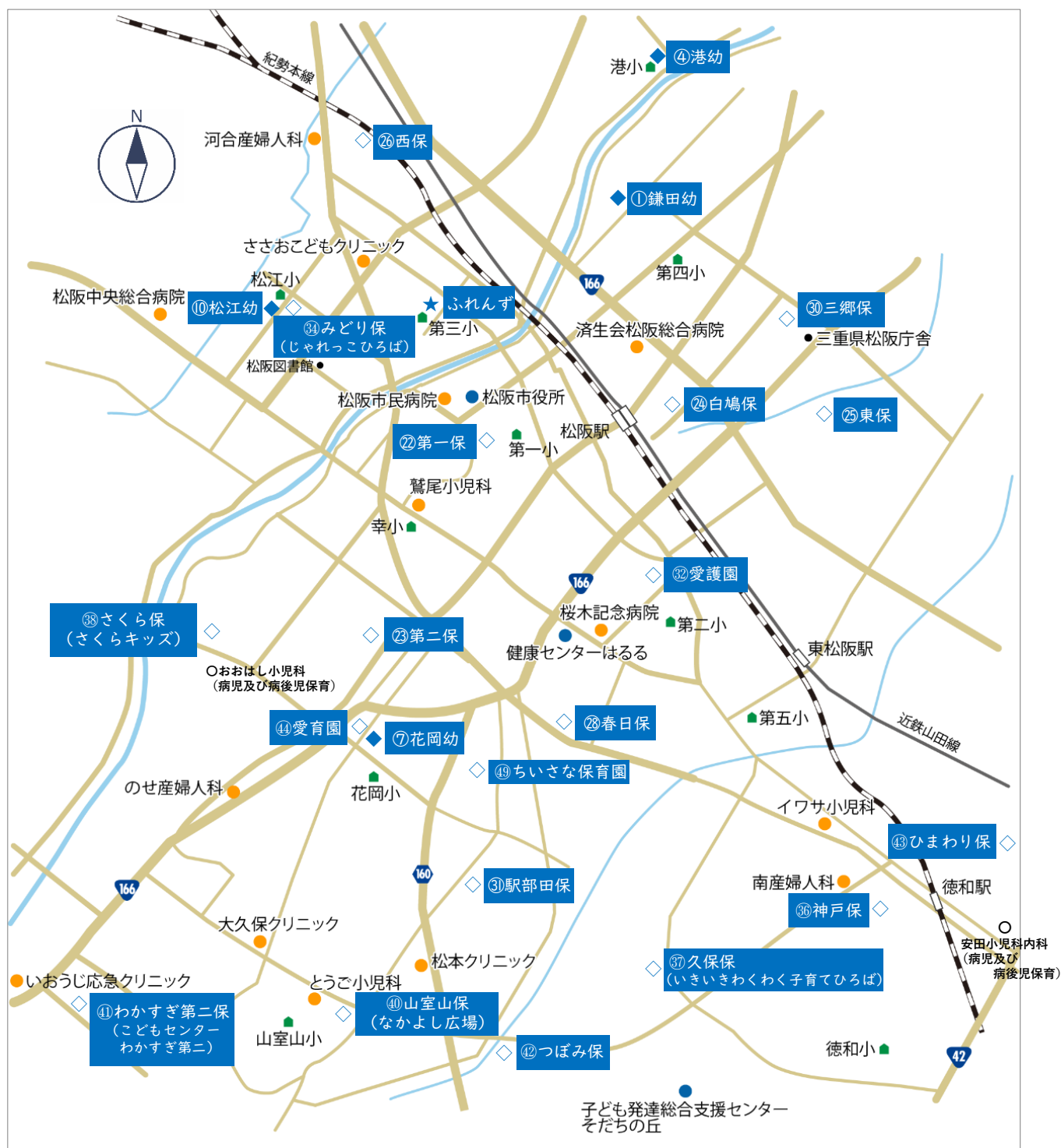
市内の保育施設の地図一覧です。
施設名に書かれている数字は、
17、18ページの施設一覧表とリンクしています。



◆幼稚園 ◇保育園 ▼こども園 ▽小規模保育事業施設
凡例 ★子育て支援センター
※園内に子育て支援センターがある場合は () で示しています。



【本庁管内(拡大図)】



【嬉野・三雲管内】



【飯南・飯高管内】

